基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年二月十二日

札幌市中央区北五条西六丁目二番二

北菱砕石株式会社

代表取締役　長谷川直利

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年三月八日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めます。

平成二十五年二月十二日

埼玉県吉川市旭七番地一

株式会社丸和運輸機関

代表取締役　和佐見　勝

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十八日を基準日と定め、同日午前十時現在の株主名簿上の株主をもって、剰余金の配当を受ける権利者と定めましたので公告します。

平成二十五年二月十二日

愛媛県新居浜市新田町三丁目四番二三号

スミメックエンジニアリング株式会社

代表取締役社長　河原　直行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十二日

東京都中央区日本橋二丁目七番一号

赤木屋ホールディングス株式会社

代表取締役　赤木　康平

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十二日

愛知県一宮市起字西茜屋三一番地

小吉製紘株式会社

代表取締役　小川幸志郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十二日

大阪府門真市柳田町四番一七号

高園産業株式会社

代表取締役社長　園部　経夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十二日

愛媛県松山市中央一丁目一七番四五号

野村石油株式会社

代表取締役　野村　忠秀

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松岡紀之及び齊藤敦史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十二日

東京都中央区銀座六丁目一八番二号

ターナーインターナショナルジャパンインク　日本における代表者　松岡　紀之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である菊田木綿子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十二日

アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市パークスデールプロフェッショナルセンター一一三

神奈川県横浜市神奈川区白楽一番地六

MYU　CORP.

日本における代表者　菊田木綿子

平成二十五年二月十二日

愛知県一宮市起字西茜屋三一番地

小吉製紘株式会社

代表取締役　小川幸志郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十二日

大阪府門真市柳田町四番一七号

高園産業株式会社

代表取締役社長　園部　経夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年二月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年二月十二日

愛媛県松山市中央一丁目一七番四五号

野村石油株式会社

代表取締役　野村　忠秀

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である松岡紀之及び齊藤敦史が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十二日

東京都中央区銀座六丁目一八番二号

ターナーインターナショナルジャパンインク　日本における代表者　松岡　紀之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である菊田木綿子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十二日

アメリカ合衆国デラウェア州ニューキャッスル郡ニューアーク市パークスデールプロフェッショナルセンター一一三

神奈川県横浜市神奈川区白楽一番地六

MYU　CORP.

日本における代表者　菊田木綿子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である木下マリアンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年二月十二日

大阪府大阪市北区本庄東二丁目三番三号

CAT Services. Inc.

日本における代表者　木下マリアン

限定承認公告

本籍京都府京都市南区東九条烏丸町二九番地、最後の住所石川県能美市泉台町西一二八番地一

被相続人　亡　勝山源次郎

右被相続人は平成二十四年十一月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年二月四日金沢家庭裁判所小松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日

石川県能美市泉台町西一二八番地一

相続財産管理人　勝山　陽子

限定承認公告

本籍京都市下京区中堂寺庄ノ内町一番地の一三一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　佐野梅太郎

右被相続人は平成二十四年十二月十九日死亡し、その相続人は平成二十五年一月三十一日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月十二日

京都市下京区中堂寺庄ノ内町一番地の一三一

相続財産管理人　佐野　大三

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十四年十月十日開催の臨時総会において、出資一口の金額を六十万円から十万円に減少することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

平成二十五年二月十二日

兵庫県豊岡市昭和町三番七号　有限会社豊岡警備保障内　こうのとり警備業協同組合

代表理事　西浦　弘一

優先資本金の額の減少公告

当社は優先資本金の額を六十四億七千百五十万減少し、一億七千八百五十万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十五年三月十三日です。

この決定に異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月十四日

掲載頁　五十八頁（号外第二七二号）

平成二十五年二月十二日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号東京共同会計事務所内　はやて特定目的会社

取締役　荒川　真司

取消公告

平成二十四年十月二日（号外第二一六号）掲載の左記会社に係る解散公告は取消します。

平成二十五年二月十二日

愛媛県大洲市菅田町大竹甲八一番地一

本郷林業有限会社

清算人　大野　勝

正　誤

ページ	段	行	誤	正
九	下		賃金業	貸金業

平成二十四年四月六日（号外特第十三号）公布国土交通省令第四十八号（地方航空局組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

三七ページ下段二〇行目は次のとおりの誤り。

第四十条中「東京空港事務所、大阪空港事務所」を「東京空港事務所」に改める。

（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月十二日付第二六号六四　ページ●同日付政府調達第二六号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）（配送料別）